

1 ひとにやさしいまちづくり推進指針とは

◇ 県の行動指針

- 本県では、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現を目指して「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しています。
 - 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」は、県が、ユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための行動指針として、条例の規定に基づき、策定しています。
- ◇ 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン
- この推進指針は、県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せて有しています。

「ユニバーサルデザイン」とは？

できる限りすべての人が利用できるように製品や環境をデザインしていこうとする考え方。

《7つの原則》

- ①公平に使用できる ②使う上で、柔軟性がある ③簡単ですぐ使える ④感覚で情報がわかる
- ⑤エラーに対する許容性がある ⑥労力が少なくすむ ⑦近づきやすく、使用しやすい大きさと空間である

2 ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)の策定の趣旨

- 現行指針の策定から5年が経過し、これまでの取組状況、いわて県民計画(2019~2028)の策定や社会情勢の変化等を踏まえ、関係施策を継続的に推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を推進期間とする「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)」を定めるものです。

《参考 これまでの策定の経過》

- H8.4 ひとにやさしいまちづくり条例施行・ひとにやさしいまちづくり推進指針策定
- H13.3 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し H20.4 ひとにやさしいまちづくり条例全部改正施行
- H21.3 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し H27.3 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

(1) ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況

- ① 人口減少と少子・高齢化の進展
 - ・総人口 143万人(S60)→124万人(H30.10)
 - ・高齢化率 11.9%(S60)→32.5%(H30.10)
- ② 障がい者の現状
 - ・身体障がい者の高齢化が進行
 - ・知的障がい者、精神障がい者数は増加傾向
- ③ 国際化の進展
 - ・外国人登録者数 5,234人(H23)→6,627人(H29)
 - ・外国人観光客数 28,737人回(H23)→344,140人回(H30)
- ④ 東日本大震災津波からの復興
 - ・復興まちづくり事業の進捗率 88%(H30年度末時点)
- ⑤ 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催
 - ・共生社会の実現に向けた県民意識と機運の高まり
- ⑥ いわて県民計画(2019~2028)の策定
 - ・ソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、あらゆる主体が主体性を持ち、共に支え合う社会の実現
 - ※SDGs(持続可能な開発目標)(※1)の「誰一人取り残さない」という考え方と相通じるものであること

- ⑦ ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定
 - ・心のバリアフリー(※2)の推進
 - ・ユニバーサルデザインの街づくりの実現
 - ⑧ バリアフリー法の改正
 - ・共生社会の実現
 - ・ハード・ソフト一体的な推進、マスタープラン制度創設
 - ⑨ 性的マイノリティへの理解
 - ・国の「子供・若者育成支援推進大綱」などによる性的マイノリティへの理解の推進
 - ⑩ 県民の意識
 - ・ユニバーサルデザインの県民認知度は6割弱に留まり、引き続き、ひとにやさしいまちづくりの理解促進と普及啓発が必要
 - ⑪ 障がいのある方の意見等
 - ・障がい者に配慮した設備や制度の目的の一層の理解と普及、マナー向上が必要
- ※1 SDGs(持続可能な開発目標)
Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。
平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、令和12年までの世界目標。17分野にそれぞれのゴール(目標)を設定。
※2 心のバリアフリー すべての人が相互に理解を深め、支え合うこと。

(2) 今回の指針策定に当たっての主な観点

これまでの取組による普及等の状況

- ①障がい者等に配慮した設備や制度の目的についての普及等の状況
 - 多機能トイレやひとにやさしい駐車場等の目的やあり方について一層の理解と普及、マナーの向上に向けた取組等が必要です。

法改正など国の動向

- ②ひとにやさしいまちづくりに関係する法改正等
 - ユニバーサルデザイン2020行動計画や改正バリアフリー法に基づき、ハード・ソフト一体となった取組の推進が必要です。

本県の状況変化

- ③いわて県民計画(2019~2028)の策定
 - 誰もが社会の中でつながり、支え合うソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会づくりへの取組が必要です。
- ④人口減少や国際化の進展などの状況変化
 - 誰もが多様な分野で主体的に活躍できる社会づくりに向け、雇用・労働環境整備や子育てとの両立支援、外国人県民等への支援などの取組の必要性が高まっています。
- ⑤希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーの継承
 - レガシーを継承し、更なる共生社会の推進が必要です。

3 施策の推進

(1) 推進の基本的視点

- ① 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視
 - 多様な方々のニーズの把握、十分な双方向の対話を行うことが重要です。
- ② 取組の発展的推進(終わりなき取組)
 - 終わりなき取組として、常に見直し、改善に取り組む姿勢が重要です。
- ③ さりげないデザインへの配慮
 - 誰が使っても自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインへの配慮が重要です。
 - 併せて、必要とする人が、分かりやすいような配慮も必要です。
- ④ 柔軟で持続可能な取組
 - それぞれの状況に応じ、できることから、柔軟に、持続可能なものとして取り組んでいくことが重要です。

(2) 具体的な推進方向 (詳細は別紙のとおり。)

5つの取組を柱にひとにやさしいまちを実現

1 すべての人を思いやることのできる「心」を醸成する『ひとづくり』	2 すべての人安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごることができる『まちづくり』	3 すべての人に使いやすい『ものづくり』	4 すべての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』	5 すべての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』
-----------------------------------	--	----------------------	-------------------------------------	-----------------------------

<進捗管理>

主要な指標の推移とともに、関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的にを行います。
※ 推進指針は、社会情勢等の変化等により必要に応じて見直すこととします。

(3) 推進主体の役割

◇ 県民

ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、身近にできることから主体的に取り組んでいくことが期待されます。

◇ 事業者

多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、情報・サービス提供に取り組んでいくことが期待されます。

◇ 民間団体

ひとにやさしいまちづくりの考え方の普及、多様な利用者のニーズの集約、行政・事業者への改善提案等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

◇ 市町村

住民参画を積極的に推進し、民間団体等と連携・協働すること、県と連携し、推進体制を明確にしたうえで取組を進めることが期待されます。

◇ 県

推進体制の整備、進行管理、各主体の取組支援などを行い、市町村と連携し、全県的な推進を図ります。

1 すべての人を思いやることのできる「心」を醸成する『ひとづくり』

ひとにやさしいまちづくり推進の基本となる、多様な人(※)の存在を理解し、お互いを思いやることのできる「心」の醸成に取り組みます。(※ 高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティなどを含む多様な人)

① 意識啓発の促進

- ユニバーサルデザインや多様な人の存在、ひとにやさしいまちづくりの理解のため、広報活動の継続、研修会等を実施
- 障がい者等に配慮した設備や制度の目的やあり方などの理解が広がるよう周知
- 国が推進する心のバリアフリーの取組との連携
- ボランティア活動やNPO法人等の民間団体の活動への積極的参加を促進
- ひとにやさしい駐車場の普及により、適正利用を促進
- ヘルプマークの普及をはじめとし、各種マークの紹介等を通じて、人を思いやる心の醸成を促進

② 学ぶ機会の充実

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことのできる教育の場を拡充
- 総合的な学習等によるユニバーサルデザインに対する児童生徒の理解促進のため、教員研修内容を充実
- 各教科等で心のバリアフリーを扱うとともに、特別支援学校の交流籍や共同学習により、児童生徒の相互理解を促進

③ 人材・組織の育成

- 地域や商業施設等での人材育成のため、研修の実施等のほか、国が交通事業者、宿泊事業者向けに策定した障がい者等の接遇マニュアルの普及
- 県・市町村職員の理解促進に向けた研修を実施
- NPO法人等の活動基盤の強化の支援、連携・協働のネットワークづくり

2 すべての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』

「まち」は人々が、様々な形で社会に参画し、自己実現を図る場です。すべての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」をめざし、建築物、交通機関等の改善に取り組みます。

① まちづくり全体

- 市町村によるバリアフリー法に基づく基本構想及びマスタープラン(※)の策定を支援
- 県の各種計画にユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込み、総合的なまちづくりを推進
- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた復興まちづくりが行われるよう助言や支援
- ※マスタープラン:バリアフリー法において規定された、市町村が重点的に取り組む地区を設定し、バリアフリーの方針を策定する制度

② 公共的施設・建築物

- 「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の一層の周知と積極的な活用を促進
- ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設整備基準への適合を促進
- 本県の気候風土を踏まえ、積雪、凍結に対応するひさしの設置等を促進

③ 交通機関等

- 交通事業者への働きかけによる、誰もが利用しやすい公共交通機関の整備
- ノンステップバスの導入促進と乗務員や利用者向け乗り方教室の開催の交通事業者に対する働きかけ
- 視覚障がい者に対応した音声案内など、交通施設や車内等での情報提供の確立

④ 道路

- 歩道の拡幅、平坦化、段差解消、無電柱化、誘導ブロックの設置、歩車道分離等への取組
- 冬季における迅速で適切な除雪を実施
- 外国人にも分かりやすい道路標識の普及、案内標識における英語表示の統一

⑤ 住宅

- 県営住宅のユニバーサルデザイン化の推進、民間共同住宅への普及を促進
- 室内の温度差による身体への負担を解消する「温熱環境上のバリアフリー」を行う技術者を養成し、安心して快適に住むことのできる住宅の普及を促進
- 高齢者等の居住に配慮した「岩手型住宅」を推進

⑥ 観光地

- 宿泊施設等の受入環境の整備の一層の促進により、誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の充実
- 案内表示への多言語での併記や、外国人対応可能な観光案内所の設置等を促進

⑦ 公園・水辺空間等

- 遊歩道、案内表示等のユニバーサルデザイン化を促進

⑧ 商店街

- 駐車場の整備、休憩所等の設置、案内表示・商品展示の改善、接遇の向上を支援

3 すべての人に使いやすい『ものづくり』

私たちが日常生活で使う「もの」についても、すべての人に使いやすいデザインであることが重要です。ユニバーサルデザインの考え方に基づいた製品開発、製品利用の促進を支援します。

① 製品開発

- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた製品開発、事業者への技術的支援
- 多様なニーズに対応したものづくりを進めるため、事業者、研究機関等との連携・情報共有を促進

② 製品利用

- ユニバーサルデザイン製品の販路開拓支援を促進

4 すべての人が必要ときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』

円滑な社会生活を送る上で、必要な情報を、必要ときに、必要な形で受け取り、発信できることが重要です。情報発信の方法や内容の充実を図るとともに、ユニバーサルデザイン施設等に関する情報収集・情報発信に取り組みます。

① 情報発信方法の工夫

- 多様な広報媒体を通じて、複数の知覚、言語に訴える形で、情報を発信
- 情報発信の種別(印刷物、案内表示、ホームページ等)ごとに、必要な情報を必要ときに分かりやすい形で得ることができる情報ユニバーサルデザイン化を促進
- 庁舎内の案内表示のユニバーサルデザイン化を推進
- 避難行動要支援者への複数手段による防災情報の発信を促進、おねがいカードを普及
- 災害時における外国人の迅速な避難のため多言語や、やさしい日本語での案内表示、災害情報の発信
- 点訳、朗読、手話、要約筆記等の人材養成による視覚・聴覚障がい者への情報発信の充実

② 情報発信内容の充実

- ユニバーサルデザイン対応施設の情報について、「ユニバーサルデザイン電子マップ」により公開
- いわてバリアフリー観光情報案内所の活用により、宿泊施設等のバリアフリー対応情報を広く発信

③ 情報化対応

- 情報技術の適切な活用のため、情報ユニバーサルデザイン環境の整備を促進
- すべての人に使いやすい情報機器類の普及を促進
- 電子申請・届出システムの拡大や利活用を促進

5 すべての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』

ひとにやさしいまちづくりは、すべての人が活躍できる社会づくりを目的とするものです。多様なライフスタイルに応じた就労場の確保や、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりに取り組みます。

① 雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援

- 働き方の改善による魅力ある職場づくり
- ライフステージやライフスタイルに応じた働き方ができる環境整備を促進
- 誰もが働きやすいよう、仕事場のユニバーサルデザイン化や省力化機器等による作業軽減等、就業環境の整備を促進
- 市町村と連携した保育所定員の拡大など子ども・子育て支援を充実、子育てにやさしい職場環境づくりを支援
- 男女がお互いに尊重し参画する社会となるよう、制度・慣行の見直し、意識啓発を実施
- 障がい者の就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援

② 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

- 誰もが参加しやすいイベントや会議等の開催・運営方法等を普及
- 様々な困りごとに身近なところで誰もが相談ができ、必要な支援を受けられる体制づくりの促進
- 障がい者の余暇活動や社会参加支援のため、情報機器の利用促進や福祉的就労の場を拡充、また、補助犬についての理解を促進
- 高齢者への情報提供などによる地域活動や社会貢献活動への参加を促進
- 認知症になっても地域で安心して生活ができるよう、正しい知識の普及、見守り体制の構築を促進
- 外国人県民等が暮らしやすいよう、生活を支える人材の育成、国際理解・交流を推進
- 障がいのある人もない人も、性別や年齢に関わらず、共にスポーツを楽しむ機会を拡大
- アール・ブリュット作品の巡回展の実施等により、障がい者の多様な文化芸術活動への参加を支援